

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
1	要求水準書に関する第1回質問に対する回答	2								No. 11 防犯設備	機械警備設備はリース契約でなければならないとのご趣旨でしょうか。機械警備設備は警備契約に設備代も含まれる契約（リース）が一般的であり、買取型とした場合、設備の修繕・更新を所有者が行わなければならないこと、買取とした場合でも警備契約料金は大きく変わらないことから、買取型を選択する利点は小さく、また、事業期間終了後の貴市による施設運営を見据えた場合でも、上記の理由からリース契約にすることが望ましいと思われまますので、リース契約での提案も可としていただけないでしょうか。	買取型が望ましいと回答しましたが、提案に委ねます。
2	要求水準書に関する第1回質問に対する回答	5								No. 24 事業期間終了後の対応	消耗部品又は消耗品に係る材料の取替えが発生しないようにお願いします。とのご回答が示されましたが、例えば管球類や空調機のVベルトなど、仮に事業期間終了直前に交換を行ったとしても1年以内に交換を要する状態にはならないとは断言できないものもごございます。消耗部品または材料の取替えが発生することはかまわないとしていただけないでしょうか。	例えば管球類や空調機のVベルトなど、直前に交換したのに1年以内に更新が必要となった場合には、最善を尽くした結果として市として了承します。当該品類は、それまでの使用年数等を勘案して合理的に事業期間終了前に取替えをお願いします。
3	要求水準書に関する第1回質問に対する回答									No30、31、32	要求水準書に関する第1回質問につきまして、「SPCの従業員とは～出向受入等によりSPCに所属する者を指します。」とありますが、何らかの労務的事故が起こった場合、一次的にはSPCがその責任を負うこととなります。その場合、その事故に起因してSPCによる事業の継続が困難となる可能性があります。法的に根拠もないSPC従業員の設置に対し、リスクを負うことについては、事業者への過度な負担となります。そのため、SPC従業員の設置について再度検討していただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
4	要求水準書に関する第1回質問に対する回答									No30、31、32	<p>要求水準書（案）に関する質問に対する回答No54にて、SPCの従業員について「市から運営会社の調理員への直接指示を行わないような体制を確保」と記載がありますが、維持管理運営期間中における運営企業についてと理解しておりますが、維持管理企業、施設整備期間における設計企業、建設企業等に対し市は直接指示を行うとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>もし直接指示をおこなうのであれば、なぜ運営企業のみが従業員を設置しなければならないのかご教示ください。またSPCを通じてとの事であれば、各企業ごとにSPCの従業員を設置する必要があると思慮しますが、市のお考えをご教示ください。</p>	<p>市からの指示は、あくまでSPCに対する指示になります。</p> <p>設計、建設、維持管理業務については、市からSPCの総括責任者に指示することを想定しております。</p> <p>運営業務に関しては、市からSPCへの指示を迅速に行えるように、従業員の設置を要求しています。</p>
5	要求水準の質疑回答	8								<p>ボーリング柱状図の地中障害物の取扱いについての回答で「施工において必要となる除去処分費を見込んで提案願います。」とありますが</p>	<p>提案時に地中障害物等の撤去処分費は算出不可能のため、事業者で想定した費用を見込んでの提案は出来ませんが、工事中の精算として想定を超えた地中障害物の産廃処分費等については、施設整備金額内での増減処理については費用に限界がありますので、想定除去処分費を越える部分については、市との別途対応協議の対象となる理解でよろしいですか。</p>	<p>礫やセメントガラ、レンガ片等の総量を50tとして、必要となる除去及び処分費用を見込んで提案願います。また、想定量以上が発生した場合には協議としますが、量の算出に係る資料は事業者により作成願います。</p> <p>なお、様式7-9「初期投資費内訳書－Ⅲ. 建設業務－i. 建築工事－土工事」の補足説明欄に「ガラ等処分費50t × ● ●円＝▲▲▲円と記入願います。</p>

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
6	要求水準書に関する第1回質問に対する回答	8								N037、要求水準書	<p>要求水準書に関する第1回質問につきまして、</p> <p>【ボーリング柱状図のポイントB-1におきまして、標尺が1m～3mに関する記事に、「礫やセメントガラ、レンガ片等の廃棄物を点々と混入する。全体に乱れており、人工土とみられる。含水小位～中位。」との記載がございます。施工の際には、混入物が支承物となり、取り除かなければならない状況が想定され、産業廃棄物の扱いになる可能性がございます。その場合は、土地の所有者である館林市様の処分費用負担と考えてよろしいでしょうか。】</p> <p>と、ご質問させていただき、「施工において必要となる除去及び処分費用を見込んで提案願います。」と、ご回答をいただきました。</p> <p>2015年11月30日付け、要求水準書（案）に関する質問に対する回答のNo. 6に、地中障害物等に関して【要求水準書（案）資料1に示した基礎以外はないものと考えています。仮に地中障害物が発見された場合は、リスク分担表の「用地の瑕疵リスク」に準じます。】とあり、リスク分担表のリスク内容の「市が提示した資料等により通常予測可能な用地の瑕疵に関するもの」とあります。2016年2月29日付け、要求水準書に関する第1回質問に対する回答によりますと、館林市様からご提示されている資料等から、廃棄物の範囲、種別量を含めて、予測が不可能であり、処分費を算出するのは、困難です。処分費を算出するために、範囲、種別量等について基準をご指示ください。</p>	<p>要求水準書に関する第1回質問回答への質問回答No.5を参照してください。</p>

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
7	要求水準書に関する第1回質問に対する回答									No37	<p>要求水準書に関する第1回質問につきまして、産業廃棄物の扱いについて、「施工において必要となる除去及び処分費用を見込んで提案願います。」とありますが、算出根拠となる資料がないため見積もりすることが困難です。また仮に事業者の提案によるとなった場合、その費用額において各参加グループにより考え方が異なり、その金額が入札金額となるため入札における公平性が欠如されると思慮します。そのため、土地の所有者である館林市様の処分費用負担としていただきますよう修正をお願いいたします。過去のPFI事例から見ても、地中埋設物に関する資料が公表され、その費用が算出されない状況においては、その費用については自治体負担となる事が一般的です。</p>	<p>要求水準書に関する第1回質問回答への質問回答No.5を参照してください。</p>
8	要求水準書								13	卵処理室	<p>2月29日公表の要求水準書に関する第1回質問に対する回答のNO48では、他の室を経由して調理エリアへ行く動線は不可とありますが、多くの給食センターでは、卵処理室の出口は肉・魚下処理室に接しており、処理後の卵は、肉・魚下処理室から卵を使用する調理室へ運ばれています。本件においては、そのような動線を不可とし、調理エリアのいずれかの室に直接つながる動線とすることを求めているのでしょうか。</p>	<p>要求水準書に関する第2回質問回答No.16、No.17を参照してください。</p>